



平成27年 5月15日

各 位

会社名 アネスト岩田株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 壺田 貴弘  
(コード番号：6381 東証第1部)  
問合せ先 取締役執行役員管理部長 飯田 紀之  
(TEL. 045-271-5577)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の当社第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

- 今後の事業展開の促進及びガバナンスの向上に対応するため、定款22条の取締役の員数を「6名以内」から「8名以内」に改正するものであります。
- 経営機関と業務執行機関を明確に区分し、ガバナンスの向上を図るため、定款26条を改正するものであります。
- 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第28条の取締役の責任免除及び第44条の監査役の責任免除を規定しております。  
今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款28条第2項及び第44条第2項の規定を改正するものであります。  
なお、定款44条の改正に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 定款変更の内容

下線部は変更箇所を示します。

現 行	変 更 後
<b>(員数)</b> 第22条 当社の取締役は <u>6</u> 名以内とする。	<b>(員数)</b> 第22条 当社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。
<b>(代表取締役)</b> 第26条 取締役会は、その決議によって、 <u>会社を代表すべき取締役として取締役会長1名、取締役社長1名を選定する。但し、取締役会長を欠員とすることができる。</u>	<b>(代表取締役)</b> 第26条 取締役会は、その決議によって、 <u>代表取締役</u> を選定する。 <u>代表取締役は2名以内とする。</u>

現 行	変 更 後
<p><b>(取締役の責任免除)</b>  第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p><b>(監査役の責任免除)</b>  第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p><b>(取締役の責任免除)</b>  第28条（現行どおり）</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p><b>(監査役の責任免除)</b>  第44条（現行どおり）</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月25日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成27年6月25日（木曜日）

以上